

令和6年度暫定再任用制(教諭等)の概要について

1 対象者

次の(1)(2)のいずれかの要件を満たす者

- (1)徳島県公立小中学校の教職員であった者(生年月日が昭和34年4月2日から昭和38年4月1日までの者)のうち、現在再任用中の者、又は、25年以上勤務して平成31年4月1日以降に退職した者
- (2)徳島県公立小中学校の教職員であった者(生年月日が昭和38年4月2日から昭和39年4月1日までの者)のうち、25年以上勤務して平成31年4月1日以降に退職した者

2 任用方法

- (1)再任用を希望する者の中から従前の勤務実績等に基づき選考します。
- (2)無年金となる者を優先的に任用します。

3 任用期間

年度単位(4月1日～3月31日)での任用となります。

※対象者に該当する場合、次年度、再度、暫定再任用教職員選考審査を受審することは可能です。

4 勤務時間

- (1)フルタイム勤務、又は、短時間勤務とします。
- (2)週あたりの勤務日数及び1日あたりの勤務時間は、再任用を行う職種、職務内容及び審査結果等に応じて、県教育委員会が定めます。必ずしも個人の希望に添えない場合があります。
※マイスターバンクに登録をして講師等で勤務する制度は、従前のおりです。

5 職務内容

職務内容は次のようなものを予定しています。

- ◇正副担任または学年付、初任者研修の指導、専科指導、少人数指導等
- ◇養護教諭
- ◇事務職員
- ◇学校栄養職員

6 配置

- (1)配置等は一般教職員の異動と同じですので、必ずしも希望に添えない場合があります。
- (2)配置先については、年度末の人事異動内示の際にお知らせします。
- (3)「障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者については、本人の希望により配置校や通勤距離等について配慮します。
※配置校決定後の辞退は、当該校を含めた多くの関係者に多大な迷惑をかけることとなりますので、ご遠慮ください。

7 週休日等

再任用教職員の週休日は、2日以上、勤務時間は1日7時間45分以内です。

再任用された場合の勤務形態と勤務時間については、必ずしも本人の希望どおりではなく、職務の内容に応じて県教育委員会が定めることとなります。

8 年次有給休暇

(1) 再任用教職員の年次有給休暇は、20日を超えない範囲内で、原則として勤務形態に応じて次の算式により求められる日数（1日未満の端数は四捨五入）となります。

① 斉一型勤務教職員（1週間毎の勤務日数と勤務日毎の勤務時間ともに同一）

$20日 \times 1週間の勤務日の日数 \div 5日$

② 不斉一型短時間勤務教職員（斉一型勤務教職員以外の教職員）

$\{155時間 \times (1週間当たりの勤務時間 \div 38時間45分)\} \div 7時間45分$

(2) 令和6年3月31日に退職し、その翌日の4月1日に再任用教職員となる場合の令和6年4月1日から8月31日までの年次有給休暇日数は、令和6年3月31日時点の残日数となります。

(3) 再任用教職員の年次有給休暇の単位は1日、半日、又は1時間となります。ただし、1日を単位とする年次有給休暇は、斉一型勤務教職員にあつては、1日の勤務時間のすべてを勤務しないときに、不斉一型短時間勤務教職員にあつては、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間45分を超えない時間とされている場合において当該勤務時間のすべてを勤務しないときに使用できます。

9 その他の休暇

一般の正規教職員に準じますが、リフレッシュ休暇の適用はありません。また、修学部分休業、自己啓発等休業、大学院修学休業は適用されません。

10 給料（月額）

再任用教職員の給料月額、次のように、フルタイム勤務教職員の給料月額を基礎に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額が支給されます。

$\text{＜給料月額＝フルタイム勤務教職員の給料月額} \times \text{1週間当たりの勤務時間} / \text{38時間45分＞}$

具体的には次のとおりです。

【小中学校】 給料表	格 付 け	職 名	ア 週23時間 15分 (週3日)	イ 週19時間 10分 (週2.5日)	ウ 週19時間 10分 (3:50×5日)	エ 週15時間 30分 (週2日)	オ 週28時間 45分 (5:45×5日)	カ 週38時間 45分 (7:45×5日)
学校事務職員 行政職給料表	3級	主任					189,341円	
学校栄養職員 医療職給料表	4級	主任					190,603円	
小学校中学校 教育職給料表	2級	教諭 養護教諭 栄養教諭	162,660円	134,092円	134,092円	108,440円		271,100円

令和5年4月1日現在

注：今後、給料表の改定により、給料月額が変更される場合があります。

11 諸手当

徳島県（学校）職員給与条例及び同条例に基づく規則等の定めるところにより支給します。

(1) 支給される手当

- ・通勤手当
- ・給料の調整額
- ・教職調整額
- ・義務教育等教員特別手当
- ・宿日直手当
- ・単身赴任手当
- ・期末手当
- ・勤勉手当
- ・地域手当
- ・特殊業務手当等

(2) 支給されない手当

- ・扶養手当
- ・住居手当
- ・初任給調整手当
- ・へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む）
- ・退職手当等

※今後、変更される場合があります。

12 分限、懲戒及び災害補償

一般の正規教職員と同様の取り扱いとなります。

13 共済制度等との関係

勤務形態により、次のような取り扱いとなります。

年 金 ・ 保 険 等		勤 務 形 態				
		小 中 学 校				
		短 時 間 勤 務				フルタイム勤務
		ア 週23時間15分	イ 週19時間10分 ウ 週19時間10分	エ 週15時間30分	オ 週28時間45分	カ 週38時間45分
健 康 保 険	共済健康保険 (共済組合)	○	▲	▲	○	◎
	社会保険 (全国健康保険協会)	×	×	×	×	×
	国民健康保険 (市町村)	×	▲	▲	×	×
年 金 制 度	第3号厚生年金 (共済組合)	×	×	×	×	◎
	第1号厚生年金 (日本年金機構)	○	×	×	○	×
雇用保険		○	×	×	○	○

◎：継続加入（対象） ○：加入（対象） ×：非加入（対象外）

▲：選択制（共済組合の任意継続 または 国民健康保険）

※既に、老齢厚生年金等を受給されている者が、年金制度に加入する場合、年金と賃金等により年金の一部又は全額が支給停止となる調整があります。